

平成29年度

国立大雪青少年交流の家

運 営 計 画 別 紙

- 別紙1 平成29年度国立大雪青少年交流の家教育事業方針
- 別紙2 平成29年度国立大雪青少年交流の家研修支援事業方針
- 別紙3 平成29年度国立大雪青少年交流の家稼働率向上（利用者増加）の  
ための数値目標及び行動計画
- 別紙4 平成29年度国立大雪青少年交流の家財務方針
- 別紙5 平成29年度国立大雪青少年交流の家人事・人材育成方針
- 別紙6 平成29年度 国立大雪青少年交流の家 教育事業・研修支援事業  
等自己点検・評価表
- 別紙6-1 「新しい公共」型施設運営のための利用促進部会計画
- 別紙6-2 「新しい公共」型施設運営のための事業部会計画
- 別紙6-3 「新しい公共」型施設運営のための管理運営部会計画

## 平成 29 年度国立大雪青少年交流の家教育事業方針

## 1. 基本的な考え方

第 2 期の「教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）等、国の青少年教育行政に関する基本方針を踏まえた、国立青少年教育振興機構（以下「機構」という）の第 3 期中期目標・中期計画の 2 年目となる平成 29 年度年度計画を推進する。

その際、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」（平成 20 年 9 月）、「機構活性化プラン」（平成 22 年 1 月提示）、「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会）、「新・機構元気プラン」（平成 26 年 6 月）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）の趣旨に十分留意する。

特に、機構の担う業務運営全体を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を教育事業に実施に合わせて推進する。

## 2. 各事業の実施

教育事業については、青少年教育のナショナルセンターとしての役割、事業実施のねらい、地域のニーズ、効率的な予算の執行、事業バランスなどを考慮して、次のとおり実施する。

## (1) 看板事業、地域力向上事業

## ① 看板事業

国立大雪青少年交流の家（以下「当交流の家」という）の特色・立地条件、実績、活動プログラムを活かし、国の施策や機構の方針、地域のニーズを踏まえ、「登山指導者養成事業」を看板事業として実施する。

本事業は、8 年目となる継続事業であり、体験活動の重要性が叫ばれる今日の現状を踏まえるとともに、「活火山の理解と安全対策」を取り入れ、火山防災に対する意識を高める。

実施にあたっては、地元美瑛山岳会、旭川地方気象台との連携で実施し、事業の成果を明らかにして、利用団体での活用、地域での活動の普及を図る。

## ② 地域の教育力を高める事業（以下：地域力向上事業）

ア 青少年教育のナショナルセンターとして、地域のニーズを踏まえ地域力向上等に資するモデル的な教育事業を 4 年計画の 4 年目として、「ワイルドライフキャンプ 2017」を実施する。

イ 事業のねらいは、高度情報化等による青少年のコミュニケーション能力の低下や、実体験をともなう学びの不足などの現代的な課題に対し、自然体験や生活体験をとおして、豊かな人間性や社会性、たくましい心と体を育み、次代を担うリーダーを育成するとともに、小学校から中学校の児童生徒を対象とし、中 1 ギャップ等発達段階に応じた課題にも対応するためのプログラム開発を目的とする。

ウ 事業内容は、当交流の家が立地する大雪山国立公園等の雄大な自然環境を生かした豊かな人間性を育む 7 泊 8 日の長期自然体験活動として実施する。

エ 本事業の実施にあたっては、事業企画委員会を立ち上げ、プログラム開発の企画段階から連携し、共同で事業を実施することにより、地域と連携した取組を推進する。具

体的な連携機関としては、十勝岳山麓ジオパーク推進協議会事務局や、北海道教育委員会、地元美瑛町や公立施設の人材を交え、活動プログラム、運営手法に合わせて、子供たちの意識変容を調査しその結果を他の国立青少年教育施設、道内公立青少年教育施設、青少年団体や学校等の利用団体などに還元すると共に、広く関係機関・関係者に普及し地域力の向上に繋げていく。

オ 成果の把握に関しては、参加者の感想・行動など個人の変容を把握する質的な評価を実施する。さらに、事業終了直後の変容に加え、事業実施前及び事業終了後一定期間を置いた学校や保護者、関係団体から子供たちの変容の持続の状況などを把握するため、聞き取り調査を行い、変容を把握する。

カ 本事業を実施するにあたり、連携率を100%とする。その際、80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、その質の向上を図る。

## (2) 青少年教育指導者等の養成・研修事業の実施

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力の向上を図る。

### ① 自然体験活動指導者養成事業（NEAL養成事業）

ア 基礎的資格である自然体験活動指導者（リーダー）の養成事業をボランティア養成研修とは別に単独で実施し、20名の資格取得者を目指す。

イ 機構においては「ボランティア養成研修と一体として実施する事が望ましい」とされていることに鑑み、継続してボランティア養成研修との一体化の可能性について検討を行う。

ウ 本事業は当交流の家では施行から数えて3年目となり、平成28年度は当交流の家の立地・自然環境の特色である冬季・積雪期をテーマに実施したが、平成29年度は秋季における自然体験活動をテーマに実施する。

エ 3年目の取り組みとして、継続して資格取得者の演習での受け入れを行い、インストラクター資格の取得の支援を行うとともに、事後アンケートの実施を行うなど、資格取得後の活動状況やニーズの把握を行うとともに、当交流の家の事業への参画を求めるなど活動の場を提供し、指導者としてのスキルアップ、意欲の向上を図る取り組みを検討する。

### ② ボランティア養成研修

ア 教育事業や研修支援等の運営協力・指導補助などを担うボランティア人材を育成し、青少年教育におけるボランティア活動を一層推進するため、「ボランティア養成共通カリキュラム」に準拠した養成研修を実施し、40名以上のボランティア養成を目指す。

イ 将来的な構想として、北海道教育大学旭川校など近隣大学と連携・協力し、各当交流の家でのボランティア養成研修やボランティア活動が大学の授業科目として単位認定される仕組みを検討する。

ウ 本事業は体験活動推進員養成研修を兼ねて実施する。

エ ボランティア・コーディネーターを中心に支援を行い、ボランティア自身が主体的

に企画・実施する自主企画事業を教育事業として1回実施する。

③ 体験活動推進員養成研修

地域における青少年の体験活動をより一層推進するため、北海道教育委員会、各教育局と連携し、既に「放課後子ども教室」や土曜日の教育活動などに参画している教育活動推進員、サポーター等の地域の人材を対象に、「体験活動推進員」の養成研修を3箇所程度で実施し、体験活動の重要性を青少年に普及させる地域の指導者を養成する。

④ 教員免許状更新講習

現行の学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊活動等に必要な知識・技術の向上を図るため、教員免許状更新講習を実施し、35名の参加・免許更新の支援を行う。

⑤ 社会教育指導者の養成

青少年教育担当職員に求められる資質、能力を高めることを目的とした事業として、北海道教育委員会と連携し、新任の社会教育主事、市町村の社会教育関係部局等の職員を対象として「青少年教育スキルアップセミナー」を実施する。

⑥ 指導者養成事業共通事項

80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、その質の向上を図る。

(3) 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する普及啓発

① 「体験の風をおこそう」運動・「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

ア 子供たちの体力をはじめ、学力や規範意識の問題、中・高生の読書離れが進んでいる傾向が指摘されている中、子供たちの知・徳・体のバランスのとれた成長にとって、様々な体験活動や基本的な生活習慣の重要性を普及するため、保護者や学校、さらには広く社会に対して効果的な事業や取組みを発信するなど、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会と連携して、北海道教育委員会、各教委局、市町村教育委員会、青少年教育施設、美瑛町、民間等様々な主体と協力し、全道の青少年に対して体験活動の場を提供し、その趣旨を普及啓発することで推進する。

イ 体験の風をおこそう推進月間（9～11月）及び統一イベントデー（10月28日）には、地域や関係機関等と十分に連携し、多様な事業等の展開に努めるとともに、趣旨に賛同した体験活動、イベントの「体験の風をおこそう」運動へのエントリーを推進する。

ウ 「体験の風をおこそう」推進月間へのエントリー件数等の目標

- ・北海道全179市町村でのエントリー
- ・全道のエントリー数350件、遊びりんピックエントリー数100件

エ 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用し、基本的な生活習慣の重要性についての普及啓発に取り組むとともに、生活リズムに関する普及啓発事業として、教育事業2事業においてモデルとして実施する。

オ 体験活動や生活リズム向上、読書活動の重要性に関する普及啓発事業として、北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会と連携した事業を4事業実施する。

なお、実施にあたっては、美瑛町、地域で活動する民間団体、家庭教育サポート企業「上川23ネット」、上川教育局等様々な主体の協力を求め、地域活性化と地域の教育力

向上の観点も含めた事業展開を行う。

② 生活・自立支援事業の推進

ア 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえ、困難な環境にある青少年を対象に、それぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るとともに、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための「生活・自立支援キャンプ」を道内の児童養護施設等2施設と連携して、実施する。

イ 実施にあたっては、企画の段階から対象児童養護施設との事前打ち合わせにより、特定の状況下にある子供達に対する適切な支援ができるよう、その諸準備に努める。

③ 幼児期の遊びを中心とした運動プログラムの推進

ア 幼児期における多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、幼児期の生活習慣の確立や体験活動・読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供し、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むため、平成27年6月に機構に設置した開発・普及委員会で作成したガイド「36の基本的な動き」を活用した事業として、2事業を実施する。

その際、80%以上の事業の参加者から「満足」を得る。

イ 教育事業で開発したプログラムを幼稚園、保育園等への出前事業の中で実施し、普及を図る。

ウ 幼児を含む家庭教育力の推進を目的とし、家族会員制度の「たびうさぎファミリー」を発足し、一家族ではできない様々な体験活動の場を提供する。

(4) 地域の関係機関等との連携促進

当交流の家の教育事業等の展開にあたり、より事業のねらいに合致させ、効果的・効率的に普及啓発を行うため、青少年教育や家庭教育、社会教育に関する道内の機関や団体との連携体制を築き、情報の共有とネットワークを活かした事業展開を実施する。

- ① 北海道青少年教育施設協議会と連携した研修会や体験活動関連事業の実施
- ② 北海道教育委員会や市町村教育委員会と連携した体験活動・生活習慣・読書習慣定着の取組
- ③ 北海道教育庁上川教育局と連携した教育推進事業の実施
- ④ 社会教育主事会等の組織と連携した研修企画事業の実施
- ⑤ 上川家庭教育サポート企業ネットワーク「上川23ネット」の活動支援
- ⑥ 公立施設（公民館・図書館）が行う青少年教育事業への支援・協力

◎ 別添「平成29年度国立大雪青少年交流の家教育事業・「体験の風をおこそう」運動推進事業計画一覧」参照

**3. 教育事業に関する広報・事務の実施**

① 事前準備業務

事業の計画は、「事業推進日程」に基づき、計画的に行う。特に、事業計画にあたり「ねらい・計画・展開・まとめ・評価」をPDCAサイクルによる点検を行い、ナショナルセンタ

一としての事業の計画を心がける。

ア 開催要項・チラシ等は、事業開始5週間前までに、報道機関・関係団体等に周知し、早期の広報を行う。

イ 広報として使用可能な媒体を検討し、郵送に頼らない、費用対効果の高い媒体の掘り起こしを検討し、届けたい対象に早期に的確に効果的に届けられるようにする。

なお、平成28年度末の事業募集からWEB申込を始めたところ。今後全ての事業をWEB申込にし、WEB一本化の検討を要する。また、申込時に今後の事業案内希望の有無を確認すること。

事業募集案内は、基本的に対象者に配布する。旭川市内児童への配布の場合、教育委員会を通すことを基本とするが、美瑛を中心として20名程度募集するような場合は、旭川市PTAを活用して無料で案内する。

ウ 事業のねらいに応じて、講師・ボランティア・事業担当者での打ち合わせ等を適切な時期に綿密に行い、事業参加者に対する適切な支援と、事業を効果的かつ円滑に運営するよう心がける。

エ リスクマネジメントの観点から、スタッフ教育、事前踏査、参加者情報の共有、緊急連絡体制などの整備、荒天時プログラムの準備、保険の加入、個人情報の適切な取扱いなどの準備を行う。

## ② 事業運営業務

ア 当日の受付・参加費徴収を適正に行う。

イ 各種のプログラムの運営・指導・支援を適切に行う。

ウ 安全な活動のための情報収集と発信を行い、万全の体制を施す。

エ 成果の分析や評価に活かすことを目的に、事業を記録（写真・VTR等）する。

オ 外部講師の対応や諸手続きを適切に行う。

## ③ 事業事後処理業務

ア 講師・ボランティア・職員等関係スタッフ間で、評価の実施や会議等を行い、事業評価を行う。

イ 公文書の整理、事業記録写真・VTR等の整理・保管に努める。

ウ 講師・協力団体への礼状、後援団体への報告書作成、会計処理、事業報告書作成等の処理を行うとともに、事業政界の公表手続きを行う。

## ④ 事業の計画・運営・評価に関わる「事業運営マニュアル（仮称）」を平成29年度中に整備し、事業が滞りなく、適切・効果的な運営が行えるよう体制を整える。

以上

平成29年度国立大雪青少年交流の家教育事業・「体験の風をおこそう」運動推進事業計画一覧

2017年4月1日 現在

No.	事業種(事業方針上位置付)	予算	道民カレッジ	事業名	継続年数	連携・協力	事業の目的	事業内容	期間	対象	募集人数(人)	備考
1	看板事業	教育事業 登山指導者	●一般地域活動14	登山指導者研修会	7	旭川地方気象台 美瑛山岳会	□学校をはじめとする集団登山を安全に実施するために必要な知識と技術を身につける。 □登山をとおして、自然の恵みに気づかせるための指導法について理解する。 □活火山に対する理解を深め、安全対策について学ぶ。	○登山の技術 ○事前、本番、事後の一連の安全対策 ○活火山に対する理解、安全対策	H29.7.1(土)～2(日)	教育関係者 青少年教育の指導者を目指す者(18歳以上)	20 (先着順)	
2	体験活動推進員養成	教育事業 スキルアップセミナー	●一般地域活動9	青少年教育スキルアップセミナー	6	北海道青少年教育施設協議会 千葉敬愛短期大学 天理大学 北海道立教育研究所 美瑛消防署	□青少年教育担当職員に求められる資質・能力を高める。 □青少年の現状と課題、青少年教育行政の意義と役割などについて理解を深める。 □事故対応についての知識を高め、具体的に対応する技能を養う。	○青少年の現状と課題 ○体験活動を通じた望ましい人間関係づくり ○具体的な安全管理の対応	H29.4.22(土)～23(日)	教育関係者 青少年教育の指導者を目指す者(18歳以上) 大学生、一般	20	
3	ボランティア養成 ボランティア自主企画事業	教育事業 ボランティア社	●一般地域活動①14	ゆーすびあ・ボランティア塾	10		□ボランティア活動を行う上で必要な知識・技能について講義、演習、実習をとおして習得する。 □青年層の自立を促し、生きがいを見出し生き抜く力を磨く契機とする。	○青少年教育への期待 ○子供の発達心理 ○集団活動と豊かな心の育成の関係 ○自然体験活動と安全 ○野外の遊び ○野外調理 ○救命救急 ○先輩ボランティアから学ぶ	①H29.5.27(土)～28(日)基礎編1回目 ②H29.11.4(土)～5(日)基礎編2回目 ③H30.1.13(土)～14(日)自主企画事業	高校生、大学生、専門学校生、勤労青年	①・②各回20名 (総定員40名)	
4	教員免許状更新講習	教育事業 教員免許状更新講習(別枠予算)	-	教員免許状更新講習	4	名寄市教育委員会 北海道立教育研究所 北海道教育大学岩見沢校 北翔大学	□学習指導要領における体験活動の取扱いを理解する。 □教員自らが体験活動を行うことで、安全に配慮した指導法と技術を身につける。	○学校教育の現状と課題 ○学校教育における体験活動の意義と効果 ○体験活動と安全管理	H28.7.31(月)～8.2(水)	小学校教諭 ※終了確認期限H.30.3.31/H31.3.31	35 (先着順)	
5	NEAL指導者養成	教育事業 NEALリーダー養成	●地域活動20	自然体験活動指導者(NEALリーダー)養成事業	3		□青少年向け自然体験活動プログラムにおいて、子供の発達段階に応じて適切かつ安全に指導ができる指導者を養成する。	○青少年教育における体験活動 ○自然体験活動の特質 ○対象者理解 ○自然体験活動の指導 ○自然体験活動の技術 ○自然体験活動の安全管理	H29.9.19(火)～21(木)	青少年教育関係者、学校教育関係者、自然体験活動に興味・関心のある方(18歳以上)学生	20 (先着順)	
6	体験活動推進員養成 地域連携事業	地域連携事業	●	体験活動推進員養成事業	3	(未定)	□地域において体験活動の重要性を普及啓発する指導者を養成する。 □青少年の現状と課題を理解し、体験活動を推進する上での基本的な安全管理、体験活動の技術を習得させる。	○青少年の現状と課題 ○体験活動における安全管理 ○体験活動の技術	(未定 3回程度開催)	教育活動推進員、青少年教育関係者、学校教育関係者、自然体験活動に興味・関心のある方(18歳以上)学生	(未定)	
7	地域力向上事業	教育事業 ワイルドライフキャンプ	●ジュニア8	ワイルドライフキャンプ2017	1		□「新・機構元気プラン」(平成26年6月提示)を踏まえた体験重視の内容とする。 □先導的なプログラム開発事業とする。	○現実の世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上を目指す ○問題発見や問題解決能力の育成を目指す ○思考や理解の基礎づくりを目指す ○自己との出会いと達成感や自尊感情の獲得を目指す ○社会性や共に生きる力の育成を目指す	H29.8.6(日)～13(日)	小学校3～6年生、中学生	20 (先着順)	
8	生活・自立支援事業	生活・自立支援事業(別枠)	-	体験の風キャンプ in ゆーすびあ(美深編)	1		□道内の児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動を提供して、その成果を広く周知することを通して、各施設の取組を促進する。	○生活文化体験 ○自然体験 ○体力作り ○調理体験	H29.7.30(日)～8.1(火)	社会福祉法人美深育成園 児童養護施設 美深育成園	50	
9	生活・自立支援事業	生活・自立支援事業(別枠)	-	体験の風キャンプ in ゆーすびあ(仁木編)	1		□道内の児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動を提供して、その成果を広く周知することを通して、各施設の取組を促進する。	○生活文化体験 ○自然体験 ○体力作り ○調理体験	H29.9.16(土)～18(月)	社会福祉法人よいち福祉会 児童養護施設 櫻ヶ丘学園	62	
10	「早寝早起き朝ごはん」国民運動啓発事業 幼児期の体験活動・読書活動普及啓発事業	体験活動普及啓発	●	たびうさぎファミリー	1		□幼児等を含む親子に対して、基本的な生活習慣の重要性について普及啓発を行う。 □幼児期の生活習慣の確立や体験活動・読書活動に親しみきっかけ作りとする。 □機構で作成した「遊んで身につく36の基本的な動き」を活用し運動プログラムの提供を行う。	○幼児期の運動プログラム ○生活体験・親子ふれあい ○読書活動 ○自然体験	年間6回程度開催 ①H29.6.24(土)～25(日) ②H29.7.22(土)～23(日) ③H29.9.9(土)～10(日) ④H29.11.4(土)～5(日) ⑤H30.1.13(土)～14(日) ⑥H30.2.3(土)～4(日)	幼稚園児又は保育園児、小学生を含む親子	会員対象 20組・50名程度	
11			●	アスリートキッズ	3		□トップアスリートによる水泳教室をとおして、子供たちが、スポーツの楽しさや体験することの喜びを体得する。	○水泳 ○アスリート食事学 ○フィジカルトレーニング	H29.10.28(土)～29(日)	小学校4～6年生	30	
12			-	大雪冬のレクスポーツ祭典	6		□冬の体力向上や生活リズムの大切さについて理解する。 □異年齢の集団遊びをとおして、友だちとの関わり方や集団遊びの楽しさを醸成する。	○屋外雪上活動 ○クラフト体験 ○もちつき体験 ○遊びりんピック ○早寝早起き朝ごはん体験	H30.2.24(土)～25(日)	一般	1,500	
13	地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業	美瑛推進委員会	●	子供クロスカントリースキー教室	6		□スキーを活用した野外活動をとおして、身近な冬の自然に親しむ態度を養う。 □冬の体力向上や生活リズムの大切さについて理解する。 □異年齢の集団遊びをとおして、友だちとの関わり方や集団遊びの楽しさを醸成する。	○スキー基本講習 ○レクリエーションによる交流会 ○宿泊体験 ○早寝早起き朝ごはん体験	H30.2.24(土)～25(日)	美瑛町及び近隣市町村の小学生	50	
14			-	ゆーすびあフェスタ2017	7		□教育資源を活かした体験プログラムを地域と協働で提供することによって、世代や地域を越えた多様な「交流」の場を創出する。 □より多くの国民に施設の取組と機能をPRし、新規団体の拡充につなげる。 □「新しい公共」型の運営方針から、様々な外部との連携による運営のあり方を確立する。	テーマ「キテ・ミテ・ハッケン!大雪タイゲンの祭典」 ○普及啓発・パフォーマンス部門 ○自然体験部門 ○体験活動部門 ○仕事体験部門 ○物販部門 ○展示部門	H29.9.30(土)～10.1(日)	一般	1,500	
15		北海道推進協議会	-	白金カップクロスカントリースキー記録会	9		□記録会をとおして、冬季の健康・体力の増進を図るとともに、参加者の交流を深める。 □整備された特設コースを活用して、クロスカントリースキー選手の基礎体力向上を図るとともに、チューンナップの技術を高め、競技力を高める。	○スポーツをとおした交流会 ○記録会	H29.12.9(土)～10(日)	個人及び団体参加	300	

※後援団体

(全ての事業)

北海道教育委員会、北海道小学校長会、北海道中学校長会、北海道高等学校長会、上川管内教育委員会連合会、美瑛町、美瑛町教育委員会

## 平成 29 年度国立大雪青少年交流の家研修支援事業方針

## 1. 基本的な考え方

第 2 期の「教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）等、国の青少年教育行政に関する基本方針を踏まえた、国立青少年教育振興機構（以下「機構」という）の第 3 期中期目標・中期計画の 2 年目となる平成 29 年度年度計画を推進する。

その際、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」（平成 20 年 9 月）、「機構活性化プラン」（平成 22 年 1 月提示）、「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会）、「新・機構元気プラン」（平成 26 年 6 月）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）の趣旨に十分留意する。

以上の趣旨を踏まえ、国立大雪青少年交流の家（以下「当交流の家」という）の研修支援対象団体に対し、より一層の利用促進を図るとともに、利用団体の研修実施にあたり、利用団体の活動のねらいに応じ効果が得られるよう、支援に努める。

## 2. 研修支援の実施方針

## (1) 教育機能の充実

## ① 集団宿泊による基本的な生活習慣の徹底

青少年をはじめとする施設利用者に対して、日常生活では体験することができない活動を通して、魅力ある感動体験を提供することを、全職員に共通した目標とする。

具体には、基本的な生活習慣の確立や、交流、協力、奉仕、お手伝い、読書、外遊び等につながる様々な活動、「朝夕のつどい」といった「標準生活時間」による規則正しい生活、加えて「あいさつの励行」と「清掃の徹底」、さらに集団宿泊体験を通じた「規律ある行動」等の教育的意義の理解を図りつつ、団体責任者や各利用者への指導を徹底する。

なお、団体の特殊性や目的を踏まえ、利用者の立場に立った対応を常に心掛けるよう全職員が共通した意識を持つ。

## ② 学習指導要領に対応した活動プログラムの実施

学校の実施する活動に関しては、現行の学習指導要領において「体験」の重要性が指摘され、特に小学校では自然体験活動や集団宿泊体験活動、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動を積極的に実施することが明示されていることに十分に留意する。

また、学校の利用目的を的確に把握し、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、体験的な学習を教育課程に適切に位置づけられるよう、各活動と指導要領の関連（教科、学年等）を具体的に整理するとともに、学校等への広報を展開する。

## (2) 安心安全な教育環境の確保

## ① 清潔な生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な教育環境を確保する。

## ② 安全管理マニュアル等の点検、見直しを常時行い、マニュアルに則した日常業務

を行う。

- ③ 日頃より、施設内で発生する事故事例や、ヒヤリハット事例の収集、職員間の共有など、安全に関する情報の速やかな共有に努め、自然災害等への対応を含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な教育環境を確保する。
- ④ 職員の資質向上のため、安全管理に関する年間計画を作成し、実施するとともに、機構で実施する安全管理研修及び外部機関で行われている研修会に職員を参加させる等、職員の実務能力開発に努める。

### (3) 青少年、青少年教育指導者等に対する研修支援の充実

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるように努める。

- ① 利用者に対して、利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修が実施できるよう、事前打ち合わせ等で教育的なねらいを踏まえた研修計画を作成・実施するなど、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から平均84%以上の「満足」の評価を得る。
- ② 事前打ち合わせを充実する目的で、平成29年度から「大雪プログラム体験会」を定期的に実施し、利用団体の引率者が実際の利用時に団体の利用のねらいに応じて効果的なプログラムの展開が図れるように支援する。
- ③ 活動プログラムと学習指導要領の関連（教科等、単元、学年等）を具体的に整理した上で、広報資料等に盛り込み、学校に対して積極的に働きかけ利用促進を図る。
- ④ 学校が行う宿泊研修や学校授業においてはできる限り、団体引率者への事前指導を行う「間接指導」を基本とする。

ただし、利用団体のニーズ・事情に応じ、職員の対応が可能である場合で、過去の指導対応等を鑑み、コミュニケーショントレーニング、ニュースポーツ、クラフト、登山・ハイキング等の直接指導を行う。また、美瑛町内の各学校への支援は特に充実させる。

- ⑤ 指導を求める団体のニーズに対応するため、外部研修指導員制度の導入の可否について検討を行い、平成29年度中を目処に結論を得る。

### (4) 活動プログラムの充実と整理

- ① 提供している活動プログラムについて、ねらい・展開・まとめ・安全管理等を整理した「ねらい別・活動プログラム」の手引化を図り、利用団体に提供できるようにする。
- ② 登山・ハイキング、星座観察、クラフト、自然観察、野外活動等において新規活動プログラムの開発に努め、多様化する利用者のニーズに対応する。

### (5) 「利用者の受入れを行わない日」及び「日帰り利用者のみを受入れる日」の設定

独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第7条及び国立青少年教育施設の管理運営方針に基づき、年間24日を超えない範囲で設定する。

◎別紙「平成29年度施設整備等の日」

### (6) 「利用の手引き」の改訂

常に活動プログラムの見直しや点検を行い、必要に応じて年に1回「利用の手引き」の改

訂を行い最新の情報を団体に提供する。

(7) 利用者アンケートへの速やかな対応

アンケート記載事項について、不満要因がある場合は、団体からの聞き取りを行い、職員間で共有、対応を検討・実施し、利用者の声を研修支援の改善につなげ、「総合的な満足度」において「4 満足」評価の84%以上確保を目指す。

以上

## 平成29年度施設整備の日

日帰り・宿泊の受入をしない日

29.05.17

	29年度			日数	
	自		至		
新規採用職員(転入職員)職員研修のため	29.4.5	水	28.4.7	金	3
施設開放事業の片付けのため	29.10.2	月	29.10.2	月	1
受水槽清掃, 消防設備点検, 温泉ポンプ設備点検のため	29.10.16	月	29.10.17	火	2
冬期研修の受入準備のため	29.10.26	木	29.10.27	金	2
年末年始	29.12.28	金	30.1.4	木	8
寝具クリーニング, 館内点検・清掃のため	30.2.13	火	30.2.13	火	1
	30.2.15	木	30.2.15	木	1
	30.2.26	月	30.2.28	水	3
プール清掃, 春季研修の受入準備のため	30.3.6	火	30.3.9	金	4
					25

日帰りのみ受入する日

	29年度			日数	
	自		至		
夏季利用団体受入準備のため	29.6.11	日	29.6.11	日	1
寝具クリーニング, 館内点検・清掃のため	30.2.14	水	30.2.14	水	1
	30.2.16	金	30.2.16	金	1
	30.3.5	月	30.3.5	月	1
					4
施設整備日 合計					29

平成 29 年度国立大雪青少年交流の家稼働率向上（利用者増加）のための  
数値目標及び行動計画

### 1. 基本的な考え方

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「稼働率向上（利用者増加）のための対策」（平成 20 年 12 月 26 日）、「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」（平成 23 年 2 月国立青少年教育施設の在り方に関する検討会）及び「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第 1 次報告）」（平成 24 年 3 月国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議）の趣旨を踏まえ、機構が設定する各施設に課せられる目標値に留意しながら、一層の利用促進方策を講じ、新たな利用者獲得を目指す。

なお、目標値の設定の根拠としては、以下の 3 点があげられる。

- ① 第 2 期中期目標期間の各年度における総利用者数平均値 110,794 人
- ② 宿泊室稼働率 54.6%
- ③ 第 3 期中期目標期間における青少年利用団体目標値 466 団体

### 2 目標

- 総利用者数 500 万人及び宿泊室稼働率 50%以上の確保

機構の「稼働率向上（利用者増加）のための方策」（平成 20 年 12 月）を踏まえ、本計画の着実な実施に努めることにより、宿泊利用者の確保に取り組むと共に、第 2 期中期目標期間の利用者数平均値以上の利用者の獲得の目標数値を確保することで、機構全体の目標である「総利用者数 500 万人及び宿泊室稼働率 50%以上の確保」を目指す。

- ① 利用者 11 万 1 千人以上（宿泊利用 71,000 名、日帰り利用 40,000 名）及び稼働率 54%を確保する。
- ② 青少年の利用団体数は、第 2 期中期目標期間実績の平均以上を確保するものとし、466 団体利用獲得を目指す。
- ③ 集団宿泊体験・研修を促進するため、青少年、青少年教育指導者等の新規宿泊利用団体数を平成 28 年度比で 20 団体獲得する。

### 3. 行動計画

前述の目標を達成する行動計画として以下の対策を講じる。

#### (1) 利用実績の分析

平成 28 年度においては、平成 27 年度の利用実績の分析を行い、広報を行ったが、平成 29 年度においても、平成 28 年度の利用実績の分析を行い広報対策の検討の参考とする。また、一度利用申し込みを行った団体のキャンセルがあった場合の理由等の聞き取り及び新規利用があった場合の利用申し込みを行った要因などの聞き取りを行い、データを蓄積し分析を行うことで、その後の広報対策の参考とする。

## <参考> 平成27年度利用実績分析の結果

### ① 利用団体区分状況

当施設利用団体の38%が高等学校であり、次いで青少年関係団体の12%、グループサークルが10%、中学校が9%となっている。

道立青少年教育施設の宿泊定員が200名であるのに対し、定員400名の当施設は、大規模校の受入を使命の一つとしており、大規模校利用を逃してはならず、引き続き利用してもらう必要がある。このため、現在利用している学校及び、大規模校で利用していない学校の利用状況を確認の上、当施設への誘致を図る必要があり広報を行う必要がある。

### ② 道内地域別利用状況

道北に位置する当施設は、人口34万人の旭川市が近いため旭川市を主のマーケットとし、上川管内の利用促進を図る事は当然あるが、これまで具体的広報を行っていないことから、小学校～大学まで学校に広報を行うとともに、各市町村等の社会教育に活かしてもらえよう、1泊2日程度の社会教育プログラムを各市町村等に提案するなど、具体的な提案をし利用促進を図る必要がある。

また、道内で一極集中している札幌市の利用は、旭川市の約22千人に次いで2位の約13千人であり、重点的に広報を行うことで利用者増が見込まれるとともに、利用者増の余地があると考えられる。

### ③ 道内管内別利用状況

道内14管内別利用状況をみると、1位が上川管内の約31千人、2位が石狩管内の約20千人、3位が空知管内の約4千人、4位がオホーツク管内、5位が留萌管内の約2千人となっている。他の地域は利用者数が極めて少なく、距離的關係からも利用を促すのは困難であることから、利用促進を行っても効果的とは言えない。このため地域ぐみ等での出張を除くほか、特段の広報を行う必要性は低い。

## (2) 学校利用促進広報

職員でチームを編成し、対象団体等へ出向き、直接口頭で利用促進広報を行う。

- ① これまで利用している団体に引き続きの利用広報を行う。
- ② 利用を中止した学校に理由の聞き取りを行い、対応策の検討を行う。
- ③ 大規模校の新規利用に関する広報を行う。
- ④ 水戸市への広報を引き続き粘り強く行う。
- ⑤ 全国のクロスカントリースキー利用学校等に対して、コース状況や施設の備品等最新の状況を伝え、継続利用の広報を行い、他地域・施設への利用流出を防ぐ。

## (3) 継続利用の促進

前記(3)①にあるとおり、継続して利用していただいている利用団体への働きかけとして、平成28年度利用団体に3か月程度前に今年度の利用希望について確認することや、当施設に関する最新情報などの郵送など、サービスの向上を図りが他施設の利用へ流れないような取り組みを行う。

#### (4) 利用促進（広報）チラシの随時見直しと継続広報

上記（１）で持参する資料として、平成２８年度において、対象団体別利用促進チラシを作成したが、対象団体のニーズ・聞き取りを踏まえ、当施設を利用するメリットが対象団体に視覚的にわかりやすい内容となっているかを定期的な見直しを行う。

##### ① 高齢者大学向け利用促進チラシ

職員の異動に伴う一芸選択プログラムの見直しを行い、上川管内全市町村に配布し、限らず、全道各教育局等を通じて全道高齢者大学等への広報も検討する。

##### ② 企業向け研修チラシ

平成２８年度に継続して、旭川市商工会、美瑛及び富良野商工会を通じて関係企業に利用促進広報を行う。

##### ③ 大学・高校等部活利用チラシ

全道の大学に対しては、新入生入学ガイダンス等の学期初めの時期をとらえて、可能な範囲で職員が出向いての直接口頭での説明広報を行い、利用促進広報を行う。

#### (5) 民間等地域の主体と連携した利用促進方策の検討

美瑛町、旭川市及び近隣市町村の民間等関係機関と連携し、観光資源、教育資源等を生かした、パッケージプランを作成し、札幌圏等に広報を行うことにより、交流の家の宿泊利用を促進する取り組みを検討する。

具体的には、ネームバリューがある富良野自然塾及び旭山動物園２機関と連携することにより、道内はもとより本州への営業を行い、各機関の強みを活かし相乗効果を発揮することで、参加者の教育的効果も高まる。

このため、早急に機関連携を進めてプログラム開発を進める必要がある。

また、これに伴うバス運行の規程を見直し、遠距離への運行及び有料化を検討する必要がある。

#### (6) 閑散期（１０月、２月、３月）における利用促進

これまで閑散期における利用促進広報は継続して行ってきたところであるが、全国の青少年教育施設でも繁忙期・閑散期は明確であり、学校等でも各種行事が開催され利用は見込めない。例年、４月～７月は学校利用、夏季休業中は青少年団体利用が多く、また１１月～１月はクロカン・自衛隊利用で賑わっている状況である。

当施設の閑散期は、１０月・１１月・２月・３月であるが、年度末は利用者増加に向けた新規事業の実施や各種委員会等の開催、次年度計画の立案など事務的に多忙であるため、１０月・１１月の閑散期に所員全員で営業チームを編成し、道内各地で広報を行う時期に充てる。

ただし、旭川市内幼稚園への広報は総会時に行うなど、適時適切に機会を捉えた広報を行う必要がある。

また、同時期は閑散期であるが自然観察としては適した時期であるため、大規模団体ではなく、家族や小グループ等に対しては利用時の支援が手厚くできることをアピールした利用促進を併せて行うことも必要と考える。

○ 閑散期営業（秋の利用促進強化月間）

9月～11月の閑散期に営業チームを編成し、重点的に営業を行う。

【対象】

- ① 大学・短大・専修学校・高等学校 部活合宿
- ② 幼稚園・保育園の遠足、お泊り会、36の動き
- ③ 企業研修・企業サークルの勉強会・合宿
- ④ 学校、塾等の勉強合宿
- ⑤ 高齢者大学（4月末～5月に広報するのが望ましい。）
- ⑥ 近隣市町村の留学生（例：東川町日本人学校）

【広報事項】

- ① 宿泊時期として割と閑散期になる時期の利用を進める（場合によっては職員の活動支援が行えること）
- ② 平日における日帰り利用で温泉利用をアピール
- ③ バスでの送迎が可能であること（利用調整が必要となるが、閑散期であれば利用できる可能性は高い）
- ④ 利用料金が廉価でありお得であること。
- ⑤ 家族や小グループでの利用も可能であること
- ⑥ 閑散期であれば体育館等の専用使用も可能であること（部活やスポーツサークル）なお、体育館はLED照明、床暖防完備であることをアピール

【広報地域】 \*下記地域別に担当者を決め広報チームとする。

- ①旭川市 ②札幌市 ③上川管（旭川市を除く） ④空知管内
- ⑤林-乃管内 ⑥留萌管内

以上の他、「地域ぐるみ」等の出前事業等で各所に出張の際は、必用に応じて近隣大学等への広報を行うものとする。

(7) 利用者数増加のための方策

平成28年度の宿泊利用者の増の要因となった、韓国団体の利用（約17,000人）及び数年1度の開催となる「自衛隊第2師団冬季戦技協議会」が上富良野で開催されたことに伴う自衛隊の宿泊増（約3600人）が減少となる見込みであることから、この利用者数減に代わる宿泊者数の獲得の検討と対策の実施が必要となる。

研修支援事業での利用者増は、学校・青少年団体においては、1年前程度から行事予定を策定しこれに基づく利用を行っていることから、1年以上前の営業などにより利用を考えていただくことが必要となる。

このため、短期的な利用増を見込める対策としては、以下の方策の実施を検討し、実行につなげていくこととする。

① 新規事業の実施

利用者の状況を勘案しつつ、機構本部からの予算配分等を受けて、利用者獲得増のための事業実施を行う。

② 家族等での利用獲得

新規教育事業の「たびうさぎファミリー」を展開し、交流の家の利用方法や、活動プログラムなどを知っていただくことで、口コミなどを通じて家族層の新規利用獲得につなげる。

- ③ 総稼働数での増を考慮する際には、日帰り利用での増も併せて図る必要がある。

このため、5月頃から定期的に、ショッピングモールや近隣市町村(特に旭川市圏内)で開催されるイベントなどでの体験活動に関するブース出展や利用促進広報を行う。

#### (8) ホームページ及びSNS(フェイスブック)の充実

これまでもホームページやSNSでの広報内容については、整理を行い不断の見直しをおこなってきたところであるが、さらに情報の普段の見直しによる最新情報の提供に努め、また従来通りの掲載内容でよいのかどうか、利用者のニーズをアンケート等から拾い上げ、効果的な情報の提供を通じた利用者サービスの提供について検討を行う。

また、近年のSNS活用による情報収集化に対応し、スマートフォン対応のサイトの開設を検討する。

- 宿泊室の空き状況などの利用に関する最新の情報の掲示などを行う。
- ホームページのスマートフォン対応サイトの作成
- ホームページの多言語化の検討
- Facebookの多言語化の検討

以上

## 財務方針

### (基本方針)

機構本部より配分された限られた予算の中で、適正な執行を行う。そのために、計画的な収支計画による運用を行うとともに、国立青少年教育施設の在り方に関する検討会の提言（平成23年2月）を踏まえ、自助努力による自己収入（外部資金や寄附金）増に努める。

また、受益者負担の適正化を図るため、活動プログラム等に係る経費等の導入の検討等を行う。

施設管理についても、事業の推進とともに安全・安心かつ、より快適な研修施設の維持管理のため、施設・設備のメンテナンスに十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないように配慮する。また、老朽化やライフラインなどの施設整備等について本部に予算化の働きかけを行い、早急な対応を行う。

資料1『平成29年度 予算計画』

### 1. 予算・資金調達業務

適切な予算の執行や、自己収入等の確保のために以下の通り、業務を行う。

#### (1) 予算・決算

ア 研修支援事業の利用者数の見込みを把握し、適切な収入予算を計画する。

イ 随時、収入予算の推移及び執行状況の把握を行い、四半期毎に連絡調整会議において提示することで、職員への周知を図る。

ウ 人件費を含めた予算の執行見込みを定期的（四半期毎）に確認・把握し、有効かつ弾力的な執行方法を決定し、執行する。

エ 収入の不足、予算執行の増に応じ、適切な時期に機構本部への予算要求を行う。

オ 事業費の執行に当たり、全職員共通のルールを作成し、研修を行うことで、予算の適正な執行を意識付け、早期・適切な執行を行えるよう努める。

カ 正確な損益計算書等の作成ができるよう、勘定科目の処理等は正確に行う。

キ 会計年度終了後に、交流の家の予算決算書を作成し、分析を行う。

#### (2) 自己収入等

ア 受益者負担の適正化の方策について検討し、活動プログラムに係る経費等の導入等の検討を行う。

イ 自動販売機委託業務契約において、利用者の活動に支障のない範囲で設置台数の増加等を検討し、自動販売機収入の増加を図る。

ウ 施設使用料の徴収に当たり、適応団体の可否について判断のルールを統一し、適切な徴収を実施する。

エ 厨房機器更新費の収納に係る食数確認方法について適切に把握する。

オ 寄附物品、コピー代の収納に係り、機構本部会計規程等に基づき、適切に処理する。

## 2. 契約業務

契約業務について以下の通り行う。

### (1) 契約

- ア 入札対象案件については、機構本部との連絡を密にし、適切な手続きにより入札を実施する。
- イ 1社応札とならないよう、入札公告の情報を提供することにより、複数社の参加を促すとともに、1社応札となった場合はその原因を調査し、今後の入札業務に反映させる。
- ウ 小額随意契約対象案件においても、会計規程に基づき、複数社から見積もりを徴収することで契約相手方を選択する等、経費の削減に留意する。
- エ 契約事務の遂行に当たって、契約形態の変更、まとめ発注、業務の包括化、不必要な発注物品の排除・必要最低限の数量等の発注などによる、コスト削減指針の励行について、職員間の意識の向上を図る。

### (2) 財務会計システム

- ア 予算科目、勘定科目、支出の相手方、金額を確認の上、支出の誤りがないように留意する。
- イ 会計規程に定められた決裁・確定処理を適切に行う。

## 3. 維持管理業務

事業の推進とともに安全・安心かつ、より快適な研修施設の維持管理のため、施設・設備のメンテナンスに十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないように以下の通り業務を遂行する

### (1) 「利用者の受入れを行わない日」及び「日帰り利用者のみを受入れる日」の設定

独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第7条及び国立青少年教育施設の管理運営方針に基づき、平成29年度は次のとおり設定する。

月	利用者の受入れを行わない日	日帰りのみ受入	月	利用者の受入れを行わない日	日帰りのみ受入
4月	5、6、7		10月	2、16、17、26、27	
5月			11月		
6月		11	12月	28、29、30、31	
7月			1月	1、2、3、4	
8月			2月	13、15、26、27、28	14、16、
9月			3月	6、7、8、9	5

※天災その他やむを得ない事情がある場合は、機構本部と協議し設定する。

(2) 「利用者の受入れを行わない日」は、教材教具の点検や施設整備の修繕・衛生管理など、環境整備を行う。

### (3) 施設保守業務

#### (ア) 法定点検等

a 法令等の定め及び自主的に次の保守点検業務を行う。

設備	項目	時期	備考
換気設備、排煙設備、非常照明等	建築設備法定点検	10月	建築基準法12条 【機構本部委託業者】

昇降機（エレベータ）	定期自主検査	毎月	建築基準法 12 条
	検査結果届出	1 2 月	建築基準法 12 条
給水設備（簡易水道）	受水槽・高置水槽 定期清掃・検査	1 0 月	ビル管理法 10 条、水道法 34 条の 2
	水質検査	9・3 月	ビル管理法 10 条
	残留塩素測定	毎週	ビル管理法 10 条【ボイラー監視委託業者】
電気設備 （自家用電気工作物）	自主検査	毎月	電気事業法 8 条
	定期検査	1 0 月	電気事業法 42 条
排水設備	定期清掃	1 回／6 月	ビル管理法第 10 条
	屋内外排水管清掃	1 0 月	自主洗浄
空調換気設備	機械換気設備点検	1 回／2 月	労働安全衛生法、事務所衛生規則 9 条 【ボイラー監視委託業者】
合併処理浄化槽設備	保守管理	毎週	浄化槽法第 8、10 条
	水質検査	1 0 月	浄化槽法第 11 条
消防設備	機能点検、機能検査	9 月・3 月	消防法 17 条
	総合点検	9 月	消防法 17 条
害虫防除	害虫駆除	7 月・1 月	ビル管理法 10 条 * 厨房内は食堂委託業者
ボイラー設備	定期自主検査	毎月	ボイラー及び圧力容器安全規則 38 条
	シーズン前点検整備	9 月	自主整備
	シーズン後乾燥保管	6 月	自主整備
第 1 種圧力容器 （貯湯槽）	定期自主検査	毎月	ボイラー及び圧力容器安全規則 73 条
	性能検査（検査前整備含）	9 月	ボイラー及び圧力容器安全規則 67 条
軟水タンク	樹脂交換	1 回／5 年	自主整備
危険物施設 （重油地下タンク）	漏洩定期検査	1 0 月	消防法 14 条 3 の 2
煤煙発生施設	煤煙濃度測定	3 月	大気汚染防止法第 16 条
特定建築物環境衛生管理		毎月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 7 条
無線局	定期検査・再免許申請	1 回／5 年	電波法 73 条（5 年毎・27 年度実施年）

構内電話交換機設	備保守管理	毎月	自主保守管理
プール	源泉槽清掃	9月・3月	自主清掃
	水質検査	毎月	プール衛生管理基準
	水質検査(トリハロメタン)	8月	プール衛生管理基準
	細菌検査	10月・3月	自主検査
浴室	細菌検査	10月・3月	自主検査
	排水口定期清掃	5月・10月	自主清掃
	薬品洗浄	10月	自主清掃
屋内温泉管	薬品洗浄	1月	自主洗浄
温泉源泉	屋外引込管点検	5月・9月	自主点検(職員点検・業者修理)
	ポンプ入替点検	9月	自主点検(3年毎・次回:29年度予定)

b 点検の結果及び整備内容は記録し、関係法令及び独立行政法人国立青少年教育振興機構法人文書管理規程第15条第2号に基づき、適正に管理する。

(イ) 建物、工作物及び資産等の管理

- a 建物、工作物を建築基準法第12条に基づき適正に管理する。
- b 利用者が使用する資産や運動用具等の日常的な安全確認や整理を行う。

(ウ) 屋外施設設備の管理

- a 利用期間の開始、閉鎖に合わせた設置や撤去等を適切に行う。
- b 利用状況に合わせた機能上・安全上の計画的な維持管理を行う。
- c 冬期間における野外施設の凍結防止や非常口等の除排雪の措置を行う。

(エ) 修繕

- a 各部材の劣化・破損・変形等は、日常的に点検を行う。
- b 安全上・機能上の問題がある場合は、迅速に修理・修繕等を行う。
  - ① 宿泊棟手摺改修工事(国土交通省より指導有り:建築基本法数値に未達)
  - ② 構内道路舗装改修他工事
- c 緊急を要さない修繕は、経費削減も考慮し、業者にまとめて発注する等工夫を行う。

(オ) 段階的、長期的な施設整備計画の実施

- a 各部材の施設の老朽化に伴い、ライフライン(電気・水道・暖房等)設備の現状把握と今後の更新計画を立て、本部に対して計画的な更新経費の予算化について本部等に働きかける。

<平成29年度施設整備計画>

- ① 本館正面階段防水改修工事(国土交通省より指導有り)
- ② 17号井戸用ポンプインバーター制御盤取付工事
- ③ 講堂屋根改修工事
- ④ 蒸気配管改修工事(国土交通省より指導有り)
- ⑤ 浴室・宿泊棟(A-E棟)屋根改修工事

- b 施設整備改修要求事項内の1件の予算化を目指す。
- c 施設設備の的確な現状把握のため、官公庁が主催する施設保全に関する研修等に参加し、知識獲得の向上に努める。

#### (4) 屋外活動コース整備業務

##### (ア) 看板等の整備

- a 季節ごとの活動プログラムに応じて、速やかに案内看板等の設置を行うとともに、定期的に巡視を行い、破損・紛失等の点検及び修繕を行う。
- b 関係機関等による工事などに対応し、コース案内看板の修正を行い、利用者への情報提供に努める。

##### (イ) 危険箇所・危険性物情報への対応

- a 日常的に活動コースの安全点検・巡視を行い、危険箇所を発見した場合は、関係機関に連絡して改善を求める等、利用者の安全確保を第一に整備を進めるとともに、利用者への情報提供に努める。
- b 役場・警察・消防などから安全上の情報を入手するなど、日常的な連携・協力体制を構築する。
- c 関係機関・利用者等から危険生物（クマ、スズメバチ等）の情報を入手した場合は、情報の確認・整理、コース閉鎖、利用中団体への情報提供を速やかに行い、利用者の安全確保に努める。

##### (ウ) 構内除草管理

効果的な研修プログラムの実施に資するよう、適切な時期に除草業務を行う。

##### (エ) 除雪業務

- a 冬季における利用者・職員の交通、通路、非常口等確保のため、早朝除雪等の体制を整備し、安全を確保する。
- b 職員で対応できない施設屋根の除雪作業は、予算の確保を行い、適切な時期に実施することで、施設の保全を図る。

#### (5) 衛生管理業務

##### (ア) 寝具類の衛生

- a 敷布団、掛布団、ベッドパッド、枕は、年1回クリーニングを行う（掛・敷布団カバー含む）。
- b シーツ・枕カバーは、随時クリーニングを行う。

##### (イ) 空気環境の管理

- a 定期的に空調機器の調整・点検を行う。

##### (ウ) 医務室の衛生・管理

- a 医務室の整理整頓に努め、室内の衛生を保つ。
- b 定期的（10月・3月の施設整備日）に外用薬等の点検を行い、不足分の補充を行う。
- c 車いす、傷病者搬送担架、救急処置セット、ノロウィルス対処パック等の整理・整備を行い、危機発生時の対応を速やかに行う。また、ノロウィルス罹患者が発生した場合に備えて研修を実施する。

#### (6) 交通安全の徹底

利用者、交流の家勤務業者、出入りしている業者等に対して、施設敷地内における交通安全の指導・啓発を行う。

#### (7) 環境配慮・省エネ

(ア) 「国立大雪青少年交流の家における環境配慮のための実施計画」に基づき、各種施策を実施する。

(イ) 照明・水道・暖房等の利用においては、地球環境に配慮して、研修プログラムに支障のない範囲で不必要な消費をしないよう協力を働きかける。

(ウ) 職員・勤務業者において、事務事業の実施に当たり、係る経費を削減できるよう各種方策を検討し、実施を図る。

(エ) 取組効果の「見える化」を図り、利用者・職員等に周知することで、さらなる意識の向上を図る。

### 4. 固定資産管理業務

固定資産管理について以下の通り業務を行う。

#### (1) 土地

ア 美瑛町からの借用土地について、定期的に境界確認を行う。

イ 資産有効活用の観点から、定期的に土地の活用状況を確認し、未使用地がないかを常に把握する。

#### (2) 建物

ア 定時に建物の破損、劣化がないか現状を確認し、必要に応じて保全・修繕を行う。

イ 資産有効活用の観点から、定期的に施設の利用状況を把握し、稼働率の悪い施設については、活用方策を検討し有効活用を図る。

ウ 温水プールについて、「プールの在り方検討会」を設置し、有用性について検討を図る。

#### (3) 物品

ア 定時に物品の使用状況等を確認し、適切な供用を行うように努める。

イ 修繕・更新が必要な物品は、物品の利用状況・必要性の再検討を行い、必要に応じて修繕・更新を行い、研修支援等事業実施に影響が出ないように努める。

### 5. 旅費・謝金業務

旅費及び謝金の支払いについて以下の通り業務を行う。

#### (1) 旅費

ア 公用車使用・前泊の基準に則り、職員の安全確保及び適切な旅費の執行を図る。

イ 職員の出張決定時に、適切な手続きをとることで旅行命令が遅延することのないように、職員に周知する。

#### (2) 謝金

ア 事業協力者等への謝金支出に当たり、支払が遅延することのないよう留意する。

イ 源泉徴収、マイナンバー制度への対応を適切に行う。

## 6. 車両等運行管理業務

車両等の運行管理について以下の通り業務を行う。

### (1) バス運行管理

ア バス運行基準に則り、研修支援利用者確保方策を基本とし、公平な運行を行う。

イ 運転者の勤務状況・負担を勘案し、適切な運行計画を作成する。

### (2) その他公用車

ア 使用時の事前利用申請、事後記録、使用前・使用後点検等を確実にを行い、公用車の適切な取扱を推進する。

イ スノーモービル、除雪機など季節に使用する設備は、シーズン前の使用研修を行い、使用方法の技能を習得し、事故を未然に防ぐ。

## 7. 防火管理業務

施設の防火管理について以下の通り業務を行う。

### (1) 消防計画作成、防火管理者

ア 美瑛消防署と連携を取り、消防法等関係規則を順守した計画の策定を図る。

イ 防火管理者の年次研修に参加し、定期的な知識の刷新に努める。

### (2) 消防設備点検

ア 年2回の消防設備法定点検（総合点検・機器点検）を適切な時期に実施し、消防設備の保全を図る。

イ 交流の家防火管理規程に基づき、消防設備・火元機器の定時点検を実施し、不具合箇所については、速やかな修繕・更新を行う。

## 8. 職員宿舎管理業務

職員宿舎管理について以下の通り業務を行う。

### (1) 宿舎維持管理

ア 国の共用財産であることを念頭に適切な維持管理・使用を行う。

イ 定時に宿舎施設・設備の現状を確認し、修繕を必要とする箇所については、文部科学省に報告の上、修繕を実施する。

ウ 文部科学省及び北海道開発局と連携を密にして、職員宿舎の外壁改修及び構内舗装改修の実施を実現化する。また、実現の際は、入居者及び近隣住民との調整を行い、工事が円滑に進むようにする。

エ 修繕に当たっては、国負担・利用者負担の区分を明確にし、適切に実施する。

### (2) 入退去管理

入居者の条件（世帯・単身）、入居可能室の状況、職員配置の将来計画等を総合的に勘案し、公平な観点で入居室を決定する。

## 平成29年度 予算計画

## 1 人件費

単位:千円

事 項	平成29年度 (当初配分)	平成28年度 (当初配分)	平成27年度 (当初配分)	H29-H28年度 増減額
常勤職員人件費(超過勤務手当分)	6,810,000	6,771,000	8,061,000	39,000
その他の人件費(非常勤職員手当分)	11,913,000	10,127,000	10,127,000	1,786,000
人件費 計	18,723,000	16,898,000	18,188,000	1,825,000

## 2 管理運営経費

事 項	平成29年度 (当初配分)	平成28年度 (当初配分)	平成27年度 (当初配分)	H29-H28年度 増減額
業務委託経費	26,471,000	28,863,000	23,209,000	-2,392,000
寝具類経費	5,419,000	5,350,000	5,146,000	69,000
光熱水料	14,241,000	14,048,000	12,922,000	193,000
燃料費	13,799,000	11,971,000	22,852,000	1,828,000
土地建物借料	1,975,000	1,975,000	1,975,000	0
自動車維持費	1,536,000	1,596,000	1,138,000	-60,000
会議費	648,000	648,000	648,000	0
旅費交通費	1,577,000	1,934,000	1,284,000	-357,000
その他運営費	6,410,000	8,408,000	4,849,000	-1,998,000
各所修繕維持管理経費	2,906,000	500,000	500,000	2,406,000
管理運営経費 計	74,982,000	75,293,000	74,523,000	-311,000

### 3 事業費

事 項	平成29年度 (当初配分)	平成28年度 (当初配分)	平成27年度 (当初配分)	H29-H28年度 増減額
青少年教育スキルアップセミナー	250,000	150,000	200,000	100,000
ゆーすびあ・ボランティア塾	300,000	140,000	200,000	160,000
登山指導者研修会	200,000	250,000	250,000	-50,000
ワイルドライフキャンプ	1,350,000	960,000	1,000,000	390,000
ユースオブワールド		400,000	400,000	-400,000
NEALリーダー養成事業	400,000	350,000	220,000	50,000
北海道体験活動指導者セミナー		70,000	160,000	-70,000
体験活動推進員養成	50,000			50,000
たびうさぎファミリー	100,000			100,000
地域連携促進事業経費	450,000	1,430,000	1,620,000	-980,000
教育事業付帯業務経費	200,000	200,000	200,000	0
研修支援事業経費	2,700,000	2,150,000	2,150,000	550,000
事業費 計	6,000,000	6,100,000	6,400,000	-100,000

### 4 普及啓発事業経費

事 項	平成29年度 (当初配分)	平成28年度 (当初配分)	平成27年度 (当初配分)	H29-H28年度 増減額
子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業		1,500,000	3,500,000	-1,500,000
児童養護施設自立支援事業／体験の風キャンプ in ゆーすびあ	1,000,000	1,000,000	2,000,000	0
普及啓発事業経費 計	1,000,000	2,500,000	3,500,000	-1,500,000

### 5 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業経費

事 項	平成29年度 (当初配分)	平成28年度 (当初配分)	平成27年度 (当初配分)	H29-H28年度 増減額
北海道展開計画～全ての子供たちに「発見・感動」を～	4,450,000	4,500,000	3,987,000	-50,000
地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業経費 計	4,450,000	4,500,000	3,987,000	-50,000

### 6 寄附金

事 項	平成29年度 (当初配分)	平成28年度 (当初配分)	平成27年度 (当初配分)	H29-H28年度 増減額
寄附金	2,737,863	728,107	509,270	2,009,756
寄附金 計	2,737,863	728,107	509,270	2,009,756

平成29年度 収入予算計画(H29.4.1現在)

事 項	平成29年度 (当初配分)	平成28年度 (当初配分)	平成27年度 (当初配分)	H29-H28年度 増減額
施設使用料収入	3,175,000	2,624,000	2,313,000	551,000
シーツ等洗濯収入	4,727,000	4,726,000	4,955,000	1,000
自動販売機設置手数料収入	1,236,000	1,174,000	717,000	62,000
財産貸付料収入	61,000	211,000	390,000	-150,000
計	9,199,000	8,735,000	8,375,000	464,000

## 人事・人材育成方針

### 1. 人事

平成24年度「人事に関する基本方針」理事長裁定及び「平成29年度 国立大雪青少年交流の家人材育成計画」に基づき人材育成計画を推進する。大雪青少年交流の家の職員は、そのほとんどが北海道教育委員会・大学等との交流人事で行われていることから、青少年のナショナルセンターとして、その教育機能を十分に発揮していくためには、優秀な人材の確保及び職員の資質向上が重要であり、主体的で意欲ある人材の確保、育成及び配置を計画的・継続的に行っていく必要がある。

職員の人事に当たっては、適正・能力・意欲等に相応し、公平・公正かつ計画的に行うため次の方針を定める。

- (1) 業務の質・量に応じた適正配置
- (2) 人材育成計画の着実な推進
- (3) 意欲ある交流職員の発掘と適正な配置
- (4) 総人件費削除方針を踏まえた年次的な人員削減計画の策定

なお、質の高い人材を確保する観点から、以下3点について推進する。

ア 地元美瑛町、北海道教育委員会、国立大学法人等との人事交流を計画的に進める。また「新しい公共」を視点とした民間団体との交流や「新しい公共」型管理運営の本格実施から3年目となり、これまでの成果を踏まえ、交流の家が提供する活動プログラムのうち利用実績の多い「登山」「ハイキング」について、高い識見と技術を要した非常勤職員の継続的雇用の任用方策の検討及び関係機関への働きかけを図る。

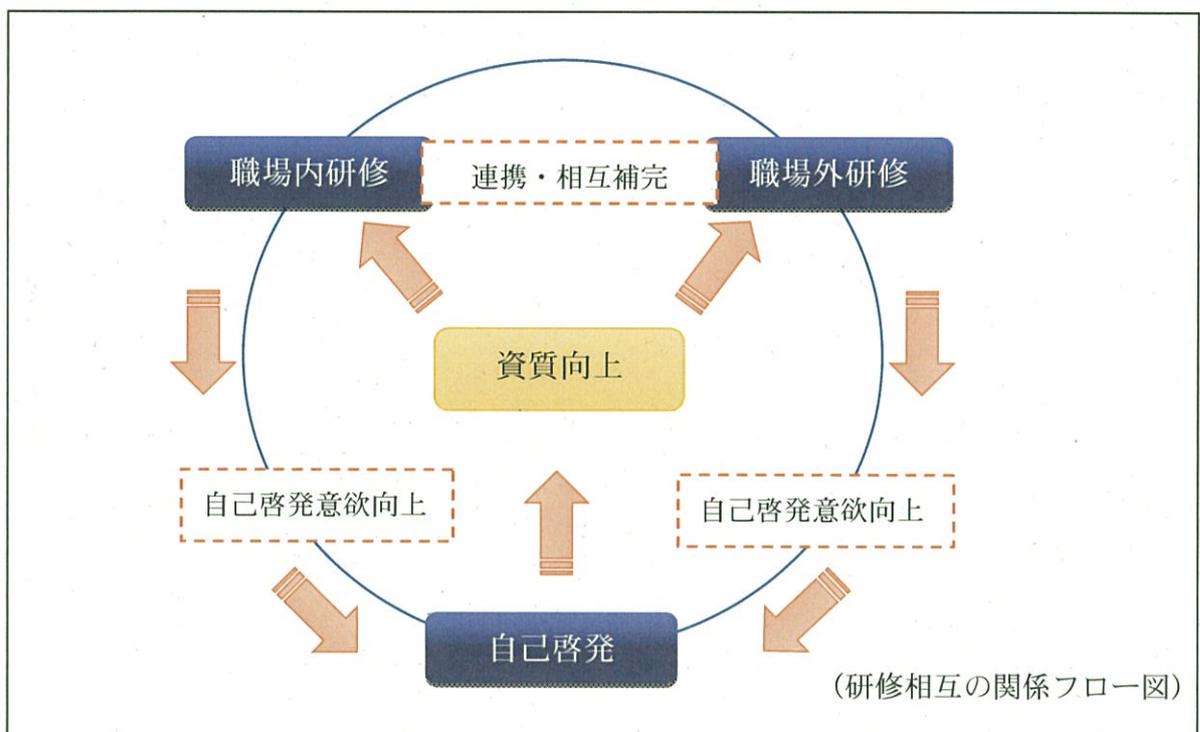
イ 交流の家で独自に実施した常勤職員の雇用に関し、該当者の雇用が施設の管理運営に及ぼす影響等について成果・実績を確認し、今後の人材育成計画に生かす。

ウ 高校・大学生ボランティア（運営支援者）に特化せず、公民館講座修了者や健康づくり実践者、十勝岳山麓の動植物・気象・災害等に精通した地域の成人ボランティアの発掘、登用を図り、地域及び交流の家の活性化を推進できる体制の整備を進める。

## 2. 人材育成

独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則第6章第40条に基づき、国立大雪青少年交流の家に勤務する職員の資質の向上を図り、ナショナルセンターとしての機能を発揮するため次の職員研修方針を定める。

- 1 国政の課題等に的確に対応でき、かつ高い倫理観・使命感を兼ね備えた、国民から信頼される職員の育成
- 2 行政改革の加速化を背景とした職員の定数削減の現実化から、スリムでスピード感ある業務を遂行できる職員の育成
- 3 人材育成の基本
  - (1) 職場内研修・・・業務に生かされる研修をとおり組織力の向上を図る
  - (2) 職場外研修・・・管理職員の役割と職員の個性を重視した研修への参加
  - (3) 自己啓発・・・職員の学習意欲を高めるための支援
  - (4) 特別研修・・・中期目標達成のために所長が特に必要と認めた研修



## 平成29年度人材育成計画

平成28年度実施研修に基づき分野・領域を次の6項目に分類し研修を実施する。

すでに職員が資格を取得している講習及び他機関が主催する研修で、案内のないものについては参加しない。

### 1 法令編

NO	研修名	主な内容	対象
1	基本法令・規程研修	法令・規程の理解	1年目
2	法令遵守研修	法令遵守の重要性を理解し職員としての自覚	1年目

### 2 青少年教育編

NO	研修名	主な内容	対象
1	青少年の現状と課題	現代の青少年を取り巻く現状や課題の理解	1年目
2	学校教育における体験活動の実際	学校教育における体験活動についての理解	1年目
3	体験活動をとおした望ましい人間関係づくり	円滑な人間関係やコミュニケーション能力を高めるための指導法	1年目
4	体験活動と生きる力	子どもの体験活動の意義や効果の理解	1年目
5	体験活動の意義と展開	体験活動の意義と展開方法の理解	1年目
6	子ども理解と危険予知	自然体験活動における基本的な安全管理等について理解	1年目

### 3 日常業務及び研修支援編

NO	研修名	主な内容	対象
1	職員基本研修（日常業務）	機構の役割、各係、室業務内容の把握	1年目
2	宿直研修	宿直業務の把握と危機管理	1年目
3	広報誌作成研修	広報誌の作成、基本的な技術の習得	1年目
4	接遇研修	利用者への対応等についての理解	1年目

5	つどい対応研修	つどいの具体的業務の理解	1年目
6	キャンドルのつどい研修	準備・方法・始末・指導ポイント	1年目
7	館内ウォークラリー研修	コマ図理解、指導のポイント	1年目
8	クラフト研修	準備・方法・始末・指導ポイント	1年目
9	予算研修	機構の予算・大雪の予算について把握	全職員
10	冬季繁忙期研修	夏季から冬季への諸準備	全職員

#### 4 安全・危機管理編

NO	研修名	主な内容	対象
1	無線研修	法令に基づく無線の使用方法	1年目
2	危険生物対応研修	クマ、ハチ、ダニ等の危険生物の対応	1年目
3	安全運転管理研修	公用・使用での交通事故防止	1年目
4	館内清掃・点検研修	清掃範囲・方法・点検等実習	1年目
5	消防設備研修	消防設備の確認とその手順・役割	1年目
6	避難訓練<<2回>>	非常時の職員動向及び避難誘導	1年目
7	保健衛生研修<<2回>>	ノロウィルス・インフルエンザ等	1年目
8	緊急地震速報研修	地震速報時の職員対応手順	全職員
9	応急処置研修	身近な手当の実際	全職員
10	スノーモービル研修	安全な運転と手入れ	1年目
11	自家用発電装置稼働研修	停電時の状態を把握し対応の確認	全職員
12	救急救命法研修	消防署の協力による研修	1年目
13	エレベーター緊急脱出研修	災害対応に関する実践的な知識	全職員
14	十勝岳噴火対応研修	非常時の職員動向及び避難誘導	全職員

## 5 野外教育編

NO	研修名	主な内容	対象
1	十勝岳登山研修	登山準備・歩行・無線など総括	1年目
2	美瑛岳登山研修	登山準備・歩行・無線など総括	1年目
3	富良野岳登山研修	登山準備・歩行・無線など総括	1年目
4	ハイキング研修	コース確認、歩行、看板、ポイント等	1年目
5	ウォークラリー研修	コマ図理解、安全管理、指導のポイント	1年目
6	パークゴルフ研修	コース、指導ポイント、安全管理	1年目
7	キャンプファイヤー研修	準備・方法・始末・指導ポイント	1年目
8	クロスカントリー研修	準備・方法・始末・指導ポイント	1年目

## 6 職場外研修

### (1) 実務能力研修等

NO	研修名	実施主体	対象
1	国立大学等中堅職員研修	国立大学等	指名者
2	国立大学等係長研修	国立大学等	指名者
3	国立大学等会計事務研修	国立大学等	総・管
4	国立大学法人等会計実務担当者連絡会	国立大学等	管
5	国立大学等会計基準研修	国立大学等	総・管
6	他施設実地・視察研修	国立青少年交流の家	指名者
7	道北地区官庁施設保全連絡会議	北海道開発局	管
8	官公需確保対策地方推進協議会	経済産業省中小企業庁	管
9	北海道地区課長研修	人事院北海道事務局	指名者

10	「服務・懲戒制度説明会」及び 「倫理制度説明会」	人事院北海道事務局	指名者
----	-----------------------------	-----------	-----

(2) 指導力向上研修

NO	研修名	実施主体	対象
1	北海道青少年教育施設協議会 研修	北海道青少年教育施設協議会	推進室
2	体験活動安全管理講習（山） （冬）	機構本部	推進室
3	北海道社会教育主事等研修 （ブロック・管内研修含）	北海道教育委員会（社会教育主事会）	推進室
4	青少年教育施設基本研修	機構本部	推進室
5	人権教育指導者研修	北海道教育委員会	全対象
6	実践交流セミナー	北海道社会教育主事会	推進室
7	本部実地研修	機構本部	全対象
8	新任事業系職員研修（1年目）	機構本部	推進室
9	体験活動推進フォーラム	北海道教育委員会	推進室
10	北海道生涯学習推進基本講座	北海道生涯学習推進センター	指名者
11	北海道市町村社会教育委員長 等研修会	北海道社会教育委員連絡協議会	指名者
12	美瑛町職員等研修会	美瑛町・教育委員会	指名者
13	課題対応型学習活性化セミナー	北海道生涯学習推進センター	指名者
14	北海道セクシャル・ハラスメン ト研修（指導者養成コース）	人事院北海道事務局	指名者
15	北海道青少年教育施設協議会 女性職員研修	北海道青少年教育施設協議会	指名者
16	教職員等中央研修	独立行政法人教員研修センター	指名者

(3) 施設管理等に必要な資格研修

NO	研修名	実施主体	対象
1	甲種防火管理者講習	大雪消防組合	指名者
2	美瑛町防火管理者・危険物管理者共同講習会	美瑛町防火管理者協会/危険物安全協会	防火管理者・危険物管理者
3	プール管理責任者講習会	NPO 法人日本プール安全管理振興協会	指名者
4	危険物取扱主任講習会	北海道危険物安全協会連合会	指名者
5	衛生推進者講習	北海道労働基準協会	指名者
6	安全運転管理者講習	旭川方面安全運転管理者協会	指名者

## 平成29年度 国立大雪青少年交流の家 教育事業・研修支援事業等自己点検・評価表

- ※ 自己点検の評価 S:特に優れた実績を上げた  
 A:目標を達成できた、あるいは目標を上回る実績を上げた(達成度が100%以上)  
 B:目標は達成されなかったが、目標達成に近い実績を上げた(達成度が70%以上100%未満)  
 C:目標が達成されなかった、また、目標達成に向けた実績も不十分であった(達成度が70%未満)

項目	番号	内 容	運営計画参照	自己評価	
取 り 組 む	利 用 促 進	1	利用促進及び広報活動の充実に関すること	運営計画別紙6-1	
		1-1	総利用者数11万1千人以上(宿泊利用7万1千人、日帰り利用4万人)		
		1-2	稼働率54%以上		
		1-3	道内各地域に直接出向いての広報を実施		
		1-4	富良野自然塾及び旭山動物園2機関との連携による利用促進の検討		
		1-5	近隣市町村の留学生層、部活動、企業研修、高齢者大学等に継続広報の実施		
		1-6	スマートフォン対応のサイト開設の検討		
	部 会	2	研修支援の充実に関すること		
		2-1	大雪プログラム体験会の定期的な実施		
		2-2	利用用団体から平均84%以上の「満足」の評価を得る		
		2-3	「わらい別・活動プログラム」の手引き化を実施		
		2-4	外部研修指導員の導入の可否を検討		
		2-5	活動コースの定期点検の実施と記録簿整備および危機管理マニュアルの見直し		
	取 り 組 む	事 業 部 会	1	看板事業、地域力向上事業	運営計画別紙6-2
1-1			事業の成果を明らかにして、利用団体での活用、地域での活動の普及を図る		
1-2			連携率を100%、80%以上の満足度を得る		
2			指導者等の養成・研修事業に関すること		
2-1			20名の資格取得者を目指す		
2-2			40名以上のボランティア養成を目指す		
2-3			35名の参加を得る		
2-4			青少年教育施設職員の資質向上のための研修会を実施する		
2-5			80%以上の評価を得る		
3			普及啓発に関すること		
3-1		教育事業2事業において実施			
3-2		2施設以上と連携して実施			
3-3		36の基本的な動きを活用した2事業を実施			
4		連携促進事業に関すること			
4-1	北海道青少年教育施設協議会、北海道教育委員会、市町村教育委員会、北海道教育庁上川教育局、社会教育主事会、上川家庭教育サポート企業ネットワーク、公立施設(図書館・公民館)との連携促進を図る				
取 り 組 む	管 理 運 営 部 会	1	予算の執行に関すること	運営計画別紙6-3	
		1-1	「特定研修活動プログラム」料金他経費の設定、運用		
		2	施設の維持管理に関すること		
		2-1	法定点検や建築基準法等に沿った施設改修の実施		
		2-2	改修要求事項上位2件の予算化実施		
		2-3	プールの在り方検討会の設置し有用性について検討		
		3	組織・人員配置の検討に関すること		
		3-1	各職員の経歴、適正及び業務の専門性、困難さを把握して、組織全体として最も力を発揮できる人員配置		
		3-2	青少年教育機関として、大学、地方公共団体等と連携を強化を図り、広く計画的な人事交流を行う。		
		4	ナショナルセンターの職員として、高い倫理観・使命感を兼ね備えた人材の育成に関すること		
4-1	危機管理、安全管理に関する研修の適切な時期の実施(防火管理、救急救命、保健衛生研修等)				

## 「新しい公共」型施設運営のための利用促進部会計画

- 1 目的 「支え合いと活気のある」施設を作るための「協働の場」のひとつとして、国立大雪青少年交流の家の広報について幅広い意見を収集、反映することにより、成果をあげることが目的とする。
- 2 期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 3 委員

	氏名	所属・役職
1	山中 ちあき	北海道青年団体協議会 顧問
2	西村 卓也	(株)北海道新聞社旭川支社 報道部長
3	十川 健一	NHK旭川放送局 副局長
4	尾崎 吉一	旭川ケーブルテレビ(株) 代表取締役社長
5	松倉 敏郎	旭川商工会議所 専務理事
6	田中 光彦	北海道高等学校協会道北支部 旭川南高等学校長
7	塚澤 栄一	上川管内校長会理事 上富良野中学校長

## 4 計画（主たる内容）

件名	内容	広報時期	成果目標
利用促進及び広報活動の充実に関すること	①利用者数及び稼働率の確保  ②学校等利用促進広報の実施  ③民間等地域の主体と連携した利用促進方策の検討  ④閑散期における利用促進の継続実施	通年	①総利用者数11万1千人以上（宿泊利用7万1千人、日帰り利用4万人） ②稼働率54%以上  ③道内各地域に直接出向いての広報を実施  ④富良野自然塾及び旭山動物園2機関との連携による利用促進の検討  ⑤近隣市町村の留学生層、部活動、企業研修、高齢者大学等に継続広報の実施 ⑥スマートフォン対応のサイト開設の検討
研修支援の充実に関すること	①青少年、青少年教育指導者等に対し教育的なねらいを踏まえた研修計画の作成支援を実施  ②活動コース等の安全管理・活動プログラムの危機管理対策の整備を通じた教育環境の整備	通年	①大雪プログラム体験会の定期的な実施 ②利用団体から平均84%以上の「満足」の評価を得る ③「ねらい別・活動プログラム」の手引き化を実施 ④外部研修指導員の導入の可否を検討  ⑤活動コースの定期点検の実施と記録簿整備および危機管理マニュアルの見直し ⑥職員の資質向上のため活動の安全に関する研修の計画的な実施

- 5 自己点検評価  
期間の中間期及び年度末に、自己点検・評価を行う。
- 6 部会審議  
年3回を予定

## 「新しい公共」型施設運営のための事業部会計画

1 目的 「支え合いと活気のある」施設を作るための「協働の場」のひとつとして、国立大雪青少年交流の家の事業について幅広い意見を収集、反映することにより、成果をあげることを目的とする。

2 期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

3 委員

	氏 名	所 属・役 職
1	大 島 峰 夫	北海道社会教育委員連絡協議会 会長
2	浜 田 哲	美瑛町 町長
3	佐 藤 潤 一	北海道教育庁上川教育局 教育支援課長
4	目 黒 義 重	NPO 法人どんころ野外学校 理事長
5	飯 塚 淳	林野庁上川中部森林管理署 署長
6	石 田 美 慧	環境省北海道地方環境事務所東川自然保護官事務所 自然保護官
7	村 上 健 一	美瑛町ライオンズクラブ 監事

4 計 画 (主たる内容)

件 名	内 容	推 進 時 期	成 果 目 標
看板事業 地域力向上 事業	① 看板事業を「登山指導者養成事業」とし、「活火山の理解と安全対策」を取入れ、火山防災に対する意識を高める。 ② 地域力向上事業として小学生～中学生を対象とした7泊8日の長期自然体験活動を4年計画の最終年度として実施する。	通年	① 事業の成果を明らかにして、利用団体での活用、地域での活動の普及を図る。 ② 関係機関との連携率を100%、また、80%以上の満足度を得る。
指導者等の 養成・研修事 業に関する こと	③ 自然体験活動指導者養成事業 (NEAL) を実施する。 ④ 教育事業や研修支援等の運営協力・指導補助などを担うボランティア人材育成のための事業を実施する。 ⑤ 自然体験や集団宿泊活動等に必要な知識・技術の向上を図るため、教員免許状更新講習を実施する。 ⑥ 北海道青少年教育施設協議会と連携した研修会の実施 ⑦ 全ての指導者養成事業において、質の高いプログラムを提供し参加者から満足度を得る。	通年	③ 20名以上の資格取得者を目指す。 ④ 40名以上のボランティア養成を目指す。 ⑤ 35名以上の参加を得る ⑥ 青少年教育施設職員の資質向上のための研修会を実施 ⑦ 80%以上の評価を得る。
普及啓発に 関すること	⑧ 「体験の風をおこそう」運動・「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の普及啓発資料等を活用し普及啓発に取り組む ⑨ 子供の貧困対策に関する大綱を踏まえた「生活・自立支援キャンプ」を実施する。	通年	⑧ 教育事業2事業において実施 ⑨ 2施設以上と連携して実施

普及啓発に関すること	⑩ 幼児期の遊びを中心とした運動プログラムの推進		⑩ 「36の基本的な動き」を活用した6事業を実施
地域関係機関との連携促進	⑪ 青少年教育や家庭教育、社会教育に関する道内の機関や団体との連携体制を築き、情報共有とネットワークを活かした事業展開を実施する。	通年	⑪ 北海道青少年教育施設協議会、北海道教育委員会、市町村教育委員会、北海道教育庁上川教育局、社会教育主事会、上川家庭教育サポート企業ネットワーク、公立施設（図書館・公民館）等との連携促進を図る。

5 自己点検評価

期間の中間期及び年度末に、自己点検・評価を行う。

6 部会審議

年3回程度を予定

## 「新しい公共」型施設運営のための管理運営部会計画

- 1 目的 「支え合いと活気のある」施設を作るための「協働の場」のひとつとして、国立大雪青少年交流の家の管理運営について幅広い意見を収集、反映することにより、成果をあげることを目的とする。
- 2 期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 3 委員

	氏名	所属・役職
1	瀬川 謙二郎	NPO法人ふらの演劇工房 理事長
2	林 上 敦 裕	旭川市教育委員会学校教育部 次長
3	宝 田 庄十郎	上川管内教育委員会連合会教育長部会社会教育委員会 副委員長
4	西 海 正 博	びえい白金温泉観光組合 組合長
5	植 田 隆 彰	美瑛町農業協同組合 管理課長

## 4 計 画 (主たる内容)

件名	内 容	時 期	成 果 目 標
予算の執行に関する事	①受益者負担の適正化、自己収入の確保に関し、特定研修活動プログラム等に係る経費等の導入の検討を実施	通 年	①「特定研修活動プログラム」料金他経費の設定、運用。
施設の維持管理に関する事	①安心・安全かつ快適な研修施設の維持管理のためにメンテナンスを実施するとともに、老朽化やライフラインなどの施設整備等について本部に予算要求などを行う。 ②施設の保有する固定資産の有効活用について「減損稼働率」を算出するなど検討を行う。特に美瑛町が建設を進めるプールについては、早急に実施する。	通 年	①法定点検や建築基準法等に沿った施設改修の実施 ②改修要求事項上位2件の予算化実施 ③プールの在り方検討会の設置し有用性について検討
組織・人員配置の検討に関する事	①人員配置の見直し ②人事交流の実施	通 年	①各職員の経歴、適正及び業務の専門性、困難さを把握して、組織全体として最も力を発揮できる人員配置 ②青少年教育機関として、大学、地方公共団体等と連携を強化を図り、広く計画的な人事交流を行う。
ナショナルセンターの職員として、高い倫理観・使命感を兼ね備えた人材の育成に関する事	①人材育成基本研修の内容を見直し、適切な時期に、効果的・効率的な研修の実施	通 年	①危機管理、安全管理に関する研修の適切な時期の実施(防火管理、救急救命、保健衛生研修等)

- 5 自己点検評価  
期間の中間期及び年度末に、自己点検・評価を行う。
- 6 部会審議  
年3回程度を予定